

大熊町栽培施設等整備事業 公募型プロポーザル実施要領

平成29年9月11日

1 事業目的

福島第一原子力発電所事故により町全域が避難指示区域に指定され、全町民が避難を強いられている。

事故から6年が経過し、避難指示区域の見直しや居住制限区域、避難指示解除準備区域の国の直轄除染の完了、また帰還困難区域内に特定復興再生拠点区域が認められれば新たに除染が見込めるなど、復興に向けた動きが見えてきたところである。

大熊町では、空間放射線量が相対的に低い大川原地区に約3,000名が居住する「大川原復興拠点」を整備する「大熊町復興まちづくりビジョン」を平成26年3月に策定した。

この拠点では、既に廃炉作業等の従事者向けの給食センター等が整備された他、今後、商業・公益施設エリア、居住エリア等の整備を計画しており、植物工場の整備についても拠点機能の1つとして位置付けている。

大熊町は、震災前は梨やキウイ、ほうれん草などの生産が盛んに行われてきた地域であるが、避難指示や農産物の出荷制限、営農に対する不安などにより、震災以降、農業活動は行われておらず、地域の農業者の営農意欲、帰還意欲の低下が深刻な問題となっている。

については、原子力災害からの復興のシンボルとして、自然光を利用した高設養液栽培施設等を整備し、併せて生産した農産物を大手小売業等へ供給することで、農業に対する希望を見せ、農業者の帰還、雇用の創出、営農意欲の向上を図っていく必要がある。

そこで大熊町では平成27年度に基本設計業務を行った。

今回、大熊町栽培施設等の整備にあたっては、「大熊町栽培施設等整備事業における整備施設の仕様書」2(5)の設計仕様を踏まえ、品質の確保、コスト縮減及び工期の短縮等を勘案し、詳細設計・施工業務を一括して発注する公募型プロポーザルを実施する。

なお、企画提案図書の内容について、創意工夫をこらすことによって、結果として基本設計にとらわれないところがあったとしてもやむを得ないものとする。

2 事業名称

大熊町栽培施設等整備事業

3 事業内容

(1) 業務名

大熊町栽培施設等整備事業設計・施工業務

(2) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(3) 業務概要

ア 実施設計

【建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、さく井工事、その他附帯する施設・設備等】

- ・ 実施設計図書の作成
- ・ 設計に必要な各種調査及び報告書等の作成
- ・ 設計に関する関係機関との協議、調整（書類作成を含む）
- ・ 法的手続きや各種申請図書の作成、申請業務の代行、補助等
- ・ 設計に関する会議等の実施運営
- ・ その他発注者が必要と認める書類の作成及び提出

イ 建設工事

【建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、さく井工事、その他附帯する施設・設備等】

- ・ 実施設計に基づく建設工事及び管理
- ・ 工事関係書類、工事写真、取扱説明書等の作成及び提出
- ・ 工事施工に関する関係機関との協議、調整（書類の作成を含む）
- ・ 工事施工に必要な届出、手続等
- ・ 工事施工に関する会議等の実施運営
- ・ その他発注者が必要と認める書類の作成及び提出

(4) 整備施設の概要及び仕様

「大熊町栽培施設等整備事業における整備施設の仕様書」による。

(5) 施工形態

単独企業、または共同企業体

(6) 予定履行期間

契約締結日から平成31年3月29日(金)までに検査を完了し、大熊町に引渡すものとする。

なお、工期については必要と認められる場合には、発注者と請負者の協議により変更することができるものとする。

(7) 契約上限額

ア 総額 2,064,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

※3(3)ア及びイに係る業務の総額とする。

※契約上限額を超える提案は受け付けない。

イ 各業務の提案価格は、次の額を目安とする。

設計業務 98,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

施工業務 1,966,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

(8) 本事業に関連する規程

本事業に関連する規程は以下のとおりである。

- ① 大熊町栽培施設等整備事業公募型プロポーザル実施要領 (以下「実施要領」という。)
- ② 大熊町栽培施設等整備事業公募型プロポーザル参加表明書及び企画提案図書作成の手引き (以下「手引き」という。)
- ③ 大熊町栽培施設等整備事業における整備施設の仕様書 (以下「整備施設の仕様書」という。)
- ④ 大熊町栽培施設等整備事業公募型プロポーザル企画提案図書の仕様書 (以下「企画提案図書の仕様書」という。)

(9) 担当部課

産業建設課 (大熊町役場いわき出張所)

〒970-1144 いわき市好間工業団地1-43 大熊町役場いわき出張所

TEL 0246-36-5671(代表)

FAX 0246-38-7269

E-mail sangyokensetsu@town.okuma.fukushima.jp

4 日程

内容	期間等
① プロポーザル実施要領の公告	平成29年 9月11日(月)
② 質問書の受付	平成29年 9月11日(月)午前9時から 平成29年 9月25日(月)午後5時まで
③ 質問書に対する回答	平成29年 9月27日(水)
④ 参加表明書の提出期限	平成29年 9月29日(金)午後5時まで
⑤ 参加資格の有無の回答	平成29年10月 6日(金)
⑥ 企画提案図書等の受付	平成29年10月30日(月)午前9時から 平成29年11月 8日(水)正午まで
⑦ 審査委員会開催 (プレゼンテーション・ヒアリング)	平成29年11月下旬 ※詳細は個別に連絡する。
⑧ 候補者選定結果の通知	平成29年11月下旬

- ⑨ 仮契約
- ⑩ 本契約締結

平成29年12月上旬
12月定例議会議決後

5 質問及び回答について

3(8)に掲げる①から④の規程の内容について、質問を受け付ける。

(1) 受付

- ① 期間 平成29年9月11日(月)午前9時から平成29年9月25日(月)午後5時まで
- ② 方法 「質問書(手引き 様式5)」に必要事項を記入の上、FAXまたは電子メールで提出すること。
提出後には、必ず受信確認を行うこと。
- ③ 提出先 産業建設課(大熊町役場いわき出張所)

(2) 回答

平成29年9月27日(水)までに、大熊町ホームページに質問に対する回答を掲載する。

6 応募条件(プロポーザル応募資格要件)

(1) 応募者の構成

- ア 応募者は、設計業務、施工業務、栽培指導を行うことができる単独企業、または2者以上の共同企業体とし、施工業務を行う者を代表者(以下「共同企業体代表者」という。)とする。
- イ 本プロポーザルに参加する単体企業は、他の共同企業体の一員(以下「構成員」という。)となることはできない。また、一共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として、または単独企業体として同時に本プロポーザルに参加することはできない。

(2) 共同企業体の全ての構成員に共通する応募資格要件

応募者は、本事業の参加表明書の受付までに、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、応募資格を取り消すものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 大熊町建設工事暴力団等排除対策措置要綱(平成21年3月12日要綱第4号)に定める指名回避措置要件に該当しない者であること。
- ③ 国税等に未納がない者であること。

- ④ 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月21日訓令第1号）による指名の停止を受けていない者であること。
- ⑤ 公告の日から入札等の日までの間に、福島県を措置対象区域とした農林水産省の機関の入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
なお、このことを明らかにするために様式2-4による申立書（福島県が措置対象区域であるものに限る旨読み替えること。）を提出すること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者ではないこと。（大熊町長が工事請負資格を有すると認めた場合を除く。）
- ⑦ 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

(3) 業務の応募資格要件

応募者のうち、単独企業による参加の場合は、次に掲げる「ア 設計業務を行う者の応募資格要件」及び「イ 施工業務を行う者の応募資格要件」の両方の資格要件を満たす者とする。共同企業体にあつては、設計業務又は施工業務を行う者については、それぞれ次に掲げる要件を満たす者を構成員として有する者とする。

ア 設計業務を行う者の応募資格要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 公告日時点において、「建築一式工事」に関し、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 平成19年4月1日から公告日までに、日本国内において、単独企業、又は共同企業体の代表設計者として、「施設面積2,000㎡/棟以上であり、ICTを活用した環境制御システムにより、イチゴの栽培を行う太陽光利用型高設養液栽培施設及び付帯設備」の建設工事の実施設計業務を完了した実績を有すること。

また、ICTを活用した環境制御システムについては、次の制御システムの項目のうち、3項目以上の実績を有すること。

○制御システム： 温度、湿度、炭酸ガス濃度、日射量、風向、風速、降雨、
培地温度、養液濃度（EC, PH）、灌水流量、
給水タンク水位、その他

なお、実施設計業務を建設工事の請負契約の下で実施した実績がある場合については、実施設計の業務実績を有するものとみなす。

イ 施工業務を行う者の応募資格要件

施工業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 当該工事種類に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第15条に規定する特定建設業の許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における直近の総合評定値が次に示す点数以上の者であること。

工事種類	建設業許可	総合評定値
建築一式工事	特定建設業	750

② 平成19年4月1日から公告日までに、日本国内において、単独企業又は、共同企業体の代表構成員として、「施設面積2,000㎡/棟以上であり、ICTを活用した環境制御システムにより、イチゴの栽培を行う太陽光利用型高設養液栽培施設及び付帯設備」の建設工事を施工した実績を有すること。

また、ICTを活用した環境制御システムについては、次の制御システムの項目のうち、3項目以上の実績を有すること。

○制御システム： 温度、湿度、炭酸ガス濃度、日射量、風向、風速、降雨、
培地温度、養液濃度（EC, PH）、灌水流量、
給水タンク水位、その他

③ 次に掲げる要件を全て満たす監理技術者等を、業法の定めるところにより専任で配置すること。

- ・ 一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
- ・ 常勤の自社社員であり、企画提案書提出日の前日から起算して前3か月以上の雇用関係があること。
- ・ 平成19年4月1日から公告日までに、日本国内において、園芸施設の建設工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人のいずれかの立場で従事した実績を有すること。

(4) 応募資格要件の概要

6 (3)に掲げた応募資格要件の概要は、次の表のとおり。

【業務の応募資格要件の概要表】

設計業務に係る要件

	項目	単独企業	共同企業体
資格要件	大熊町入札参加資格者名簿 【建築関係コンサルタント部門「建築一般」】の登録	不要	業務を実施する構成員について不要
	建築士事務所登録	必要	
実績要件	受注対象	事業者	代表設計者
	対象施設	園芸施設	
	施設面積	2,000 ㎡/棟以上	
	栽培品目	イチゴ	
	対象設備	ICTを活用した環境制御システム (イチゴ栽培に限定) ○制御システム <u>(3項目以上)</u> (温度、湿度、炭酸ガス濃度、日射量、 風向、風速、降雨、培地温度、 養液濃度 (EC, PH)、灌水流量、	

件		給水タンク水位、その他)
	業務範囲	日本国内での実施設計
	業務期間	平成19年4月1日から公告日まで

施工業務に係る要件

	項目	単独企業	共同企業体
資格要件	大熊町入札参加資格者名簿 【建設工事部門の「建築工事一般」】の登録	不要	業務を実施する構成員について不要
	総合評定値（P値）（建築一式）	750点以上	
	建設業許可（特定建設業）	必要	
実績要件	受注対象	事業者	共同企業体の代表者
	対象施設	園芸施設	
	施設面積	2,000 m ² /棟以上	
	栽培品目	イチゴ	
	対象設備	ICTを活用した環境制御システム（イチゴ栽培に限定） ○制御システム（ <u>3項目以上</u> ） （温度、湿度、炭酸ガス濃度、日射量、風向、風速、降雨、培地温度、養液濃度（EC, PH）、灌水流量、給水タンク水位、その他）	
	業務範囲	日本国内での施工	
	業務期間	平成19年4月1日から公告日まで	
技術者要件	【資格】 一級建築施工管理技士又は一級建築士 【実績】 平成19年4月1日以降、園芸施設の新設工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人のいずれかの立場で従事した実績	必要（1件以上）	

7 参加表明書の作成と提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を作成し提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(手引き 様式2-1)
- イ 法人登記簿謄本（申請前3か月以内のもの）
- ウ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

エ 直近3期分の決算書

オ 応募資格要件を満たすことを証する書類

- ① 応募資格要件を満たす旨の誓約書（手引き 様式2-2）
- ② 同意書（手引き 様式2-3）
- ③ 契約に係る指名停止等に関する申立書（手引き 様式2-4）
- ④ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- ⑤ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し、又は公告日以前の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- ⑥ 監理技術者等を証する書類の写し
- ⑦ 建設業許可申請書の別表
- ⑧ 建築士事務所登録通知書の写し又は建築士事務所登録証明書
- ⑨ 税の納税証明書
※法人の場合は税務署様式「その3の3」、個人の場合は、税務署様式「その3の2」を提出する。
- ⑩ 委任状（手引き 様式3-1）
※共同企業体による申請の場合のみ。
- ⑪ 委任状（手引き 様式3-2）
- ⑫ 設計実績調書（手引き 様式7）
- ⑬ 施工実績調書（手引き 様式8）

カ 企業概要（最新の営業所等）が分かるパンフレット

(2) 受付期間

平成29年9月11日(月)から平成29年9月29日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く。）。

(3) 提出場所

産業建設課（大熊町役場いわき出張所）

〒970-1144 いわき市好間工業団地1-43 大熊町役場いわき出張所

TEL 0246-36-5671(代表)

FAX 0246-38-7269

E-mail sangyokensetsu@town.okuma.fukushima.jp

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

必ず持参すること（郵送は不可）

(6) 参加資格の結果

参加資格の有無については、平成29年10月6日(金)までに通知する。

(7) 参加表明書の虚偽

参加表明書に虚偽の記載が認められた場合、参加表明書は無効とする。

8 企画提案図書の作成と提出

(1) 企画提案図書の内容と構成

企画提案図書は、特記要件、手引き及び次の内容に基づき作成すること。

ア 企画提案図書（手引き **様式 6**）

イ 実績に関する書類

① 設計実績調書（手引き **様式 7**）

② 施工実績調書（手引き **様式 8**）

ウ 企画提案書（手引き **任意様式 1**）

① 実施方針に関すること

- ・ 事業の目的、内容、条件等の理解度について
- ・ 事業工程計画及び実施体制が、具体的で実現性の高いものとなっているか。

② 地域貢献に関すること

- ・ 地元産業の活用について

③ 生産経営に関すること

- ・ 各施設の構成、構造等に関すること
- ・ 生産機能に関すること

エ 技術提案書（手引き **任意様式 1**）

① 栽培技術指導について

② 病虫害対策について

③ 経費削減策について

④ 保証内容について

⑤ 本事業に関する全体の工程管理体制について

オ 工程表（手引き **任意様式 1**）

8 (1) ウ①の内容をもとに、事業完了に至るまでのスケジュールを「設計工程」と「施工工程」を分けて記載すること。また、各施設の工種区分が分かるようにすること。

カ 参考図面（手引き **任意様式 2**）

施設の平面図、立面図、施設配置図、設備配置図（栽培、発芽育苗、集出荷に必要な設備）、作業動線が分かる図面、その他参考となる図面を提出すること。

キ 概算見積書（手引き **様式 9-1, -2, -3**）

① 見積金額

企画提案図書の内容を実施する場合の工事費等の概算見積金額と内訳金額を作成すること。

② 積算方法

見積書の作成にあたっては、工事区分、工種、種別等に対する施設工数量、施工数量に対応する単価及び金額を記入すること。

(2) 提出期間

平成29年10月30日(月)から平成29年11月8日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、最終日は正午までとする。)

(3) 提出場所

産業建設課(大熊町役場いわき出張所)

〒970-1144 いわき市好間工業団地1-43 大熊町役場いわき出張所

TEL 0246-36-5671(代表)

FAX 0246-38-7269

E-mail sangyokensetsu@town.okuma.fukushima.jp

(4) 提出部数

正本1部(製本)、副本2部(製本1部、製本なし(バラ)1部)及び電子媒体(CD-R又はDVD-R)に記録したPDF1部とする。

なお、電子媒体は、ウイルスチェックを行ったうえで提出すること。

(5) 提出方法

必ず持参すること(郵送は不可)

(6) 留意事項

ア 使用言語等

本プロポーザルに関する全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、通貨は円、日時は日本標準時、計量単位は設計図書等に特別の定めがある場合は除き計量法に定めるものとする。

イ 企画提案図書等の変更

提出後に企画提案図書等の変更、差し替え、再提出は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、大熊町が承諾したものについてはこの限りではない。

ウ 企画提案図書等の帰属

提出された企画提案図書等は、大熊町に帰属するものとする。

エ 企画提案図書等の使用

提出された企画提案図書等について、大熊町が公表等により使用するときは、その全部又は一部を応募者に断りなく無償で使用することができる。

オ 複数の提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

- カ 企画提案図書等の返却
提出書類等は、返却しない。
- キ 地元への貢献
本施設の工事を行う企業の選定(下請け等)にあたっては、極力地元企業を採用すること。
- ク その他
特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を提案書類の作成に使用することにより生ずる責任は、提出者が負うものとする。

9 審査及び選定について

(1) 審査体制

設置要綱第4条に基づき、「大熊町栽培施設等整備事業公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において審査・選定を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

応募のあった内容の説明、及び提出書類の内容等に関する質疑応答を行う場として、平成29年11月下旬に、プレゼンテーションを実施する。
日程等は、応募者ごとに別途通知する。

(3) 審査及び選定方法

審査委員会を開催し、応募者の提出書類及びプレゼンテーション時のヒアリングの内容により、事業の具体性や効果等を総合的に審査し、優先交渉権者として選定する。

なお、審査・選定に関して、応募者が1社の場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(4) 審査項目及び基準

上記(3)に掲げた審査において、以下にある項目及び基準に基づき、優先交渉権者を選定する。

「大熊町栽培施設等整備事業」審査項目及び評価基準

審査項目		審査基準	評点配分		
実績	ICTを活用した環境制御システムによる園芸施設の設計件数 イチゴに限定したもの ＜平成19年4月1日から公告日まで＞	3件以上 15点	15	30	
		2件 7点			
		1件 1点			
	ICTを活用した環境制御システムによる園芸施設の施工件数 イチゴに限定したもの ＜平成19年4月1日から公告日まで＞	3件以上 15点	15		
		2件 7点			
		1件 1点			
企 画 提 案	実 施 方 針	事業の目的、内容、条件等の理解度について	10点	10	20
		事業の実効性について	10点	10	
案	生 産 経 営	地元産業の活用について	10点	10	10
		各施設の構成・構造等に関すること	30点	30	
		生産機能に関すること	30点	30	
技 術 提 案	栽培技術指導について	20点	20	80	
	病虫害対策について	20点	20		
	経費削減策について	20点	20		
	保証内容について	10点	10		
	工程管理体制について	10点	10		
見 積 価 格 (最低価格/対象者の価格) × 価格点100 小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで求める。		100点	100	100	
合 計			300		

(5) 優先交渉権者、及び次点の者の選定

ア 各審査委員の合計評価点により、審査委員毎の提出者の順位を算定する。

(同順位の場合は、提案見積額が安価な提出者を上位とする。)

イ 審査委員会は、各審査委員の順位の平均により提出者の最終順位を決定する。

ウ 最終順位が1位の提出者を優先交渉権者、2位の提出者を次点の者とする。

エ 最終順位が同じ提出者が2者以上ある場合は、各審査委員の合計評価点の合計が高い提出者を上位とする。

オ 合計が同点の場合は、提案見積額が安価な提出者を上位とする。

カ 提案見積額が同額の場合は、審査委員会の合議により選定する。

(6) 選定結果の通知

選定結果については、全応募者に文書で通知する。なお、審査内容及び選定結果に係る質問、異議等は一切受け付けない。

10 応募者の失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 提出書類及びプレゼンテーション時のヒアリング内容に虚偽が発覚したとき。
- ② 本要領に定める事項に違反したとき。
- ③ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。
- ④ その他、本事業の遂行に不相当と認められたとき。

11 契約に関する事項

(1) 優先交渉権者の取扱い

大熊町は、審査委員会によって選定された優先交渉権者と企画提案図書及びプレゼンテーション時のヒアリング内容に基づき契約に関する協議を行う。ただし、協議が不調の場合は、次点の者と協議を行う。

(2) 本契約までの流れ

契約に関する協議により、本件の契約金額が 50,000,000 円以上となる場合は、随意契約により仮契約を締結する。その後、契約の締結について大熊町議会の議決を得た後、本契約を締結する。

なお、契約の締結について議会の議決を得られない場合、大熊町は仮契約を解除し、本契約を行わないものとする。仮契約を解除した場合、大熊町は一切の損害賠償の責めを負わない。

(3) 本契約の成立

契約の相手方の決定後、契約までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認められるときは、契約を締結しないことがある。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、大熊町はこれを一切賠償しない。

(4) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、大熊町財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めなければならない。

ただし、大熊町財務規則第99条に該当する場合は、これを減免する。

(5) 関連事業

本事業は、大熊町議会において、本事業用地の造成工事に係る契約が成立することを前提としてプロポーザルを実施するものであるため、当該契約が不成立の場合は、本業務の契約においても本契約への移行を中止するものとする。その場合、大熊町は一切の損害賠償の責めを負わない。

1 2 留意事項

(1) プロポーザルの実施不可について

参加資格事業者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正にプロポーザルの実施を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、応募者をプロポーザルに参加させず又はプロポーザルの執行を延期もしくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、大熊町が必要と認めたときは、プロポーザルの実施を延期し、又は中止することがある。

(2) 参加辞退

応募者は、企画提案図書の提出期限までの間、いつでも本プロポーザルの応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、辞退理由書（様式任意）を添付した上で参加辞退届（手引き 様式4-2）を提出すること。

なお、提出方法は持参のみ受け付ける。

(3) 費用負担

契約締結に至る上記全ての手続きのうち、応募者が実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担により、これを行う。

(4) 実施要領の内容変更

実施要領の記述内容の変更があった場合は、大熊町ホームページで公表する。

(5) 関係図書の貸出し

企画提案図書の作成に当たって、次の関係図書の貸出しを行う。なお、受領の際には、守秘義務誓約書（手引き **様式4-1**）に記入し提出すること。

① 貸付期間

平成29年9月11日（月）午前9時から平成29年9月29日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

② 貸付・返却受付

平成29年9月11日（月）から平成29年9月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時を除く）

③ 貸出・返却場所

産業建設課（大熊町役場いわき出張所）

※直接、借受・返却すること

④ 対象資料

電子媒体（CD-R）を1部貸し出す。

・造成計画図書一式（形式：SFC、PDF）

・地質調査図書一式（形式：PDF）

・基本設計図書一式（形式：PDF）

※本事業における交付資料は、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。借受けたCD-Rは、情報漏洩のないように適正に取り扱うこと。

1.3 共同企業体申請受付に関する事項

本プロポーザルへの参加にあたり、以下のとおり申請書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 共同企業体参加申請書（様式10）

② 共同企業体協定書（案）（様式11）

③ 共同企業体編成表（案）（様式12）

④ 経営規模等評価結果通知書

⑤ 特定建設業許可通知書（写し）又は特定建設業許可証明書

⑥ 委任状（様式13）

⑦ 共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式14）

(2) 申請受付期間

平成29年9月11日（月）から平成29年9月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時分から午後5時まで（午後0時から午後1時を除く）

(3) 申請受付場所

産業建設課（大熊町役場いわき出張所）

〒970-1144 いわき市好間工業団地1-43 大熊町役場いわき出張所

TEL 0246-36-5671（代表）

FAX 0246-38-7269

E-mail sangyokensetsu@town.okuma.fukushima.jp

(4) 申請受付方法

必ず持参すること（郵送は不可）

(5) 申請に関する留意点

- ① 申請の際は「大熊町栽培施設等整備事業公募型プロポーザル」の共同企業体に関する申請書類の提出である旨を申し出ること。
- ② 本プロポーザルの参加表明書の受付期限までに確実に審査及び確認を受けられるよう留意すること。